いわき市農業委員会第35回総会議事録

会長 草野庄一は、**令和6年2月16日(金曜日)午後1時30分**、いわき市農業委員会総会を**いわき市役所東分庁舎5階会議室**にて開催した。

1 出席者(計35名)

(1) 農業委員(24名)

1	木田	テイ子	11	鈴木	理	21	新妻	公二
2	四家	誠	12	生田目	祥明	22	大竹	公治
3	志賀	幸	13	菅野	綾	23	木幡	仁一
4	草野	庄一	14	石井	英毅	24	蛭田	元起
5	田子	耕一	15	新妻	信夫			
6	藁谷	昭夫	16	平田	敬一			
7	遠藤	重和	17	箱﨑	寿正			
8	佐川	良平	18	鈴木	義直			
9	油座	盛明	19	中根	まり子			
10	岡村	泰典	20	坂本	和德			

(2) 事務局(11名)

事務局長			矢吹	敬直
事務局次長			中村	祐一
農政振興係長	<u></u>		赤津	剛士
農地調査係長	<u></u>		鯨岡	孝行
農地審査係長	<u></u>		府川	将人
農政振興係	主査		大内	綾子
農地調査係	主査		金成	聡司
農地審査係	主査		福田	幸士
農地審査係	主査		浅川	実利
農地審査係	主事		千葉	風摩
農政振興係	主査	(書記)	鹿内	竜也

2 欠席者

なし

3 会議の概要(注:個人情報に係る箇所を除く。)

事務局 (中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

草野会長、よろしくお願いいたします。

議長 (草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力を お願いいたします。

まず、本日の通告欠席はございません。

現在、委員24名中24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第35回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第 24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号5番田子耕一委員、議席番号6番藁谷昭夫委員、以上2名の委員にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の 全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局 (中村次長)

【議案書2~3ページにより会務報告】

議長 (草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である 農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられているこ とから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局(赤津係長)

特に、取下げ、追案等はありません。

(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 において、議席番号17番箱﨑寿正委員が該当しております。

箱﨑委員には、当該議案審議の際に一時退出をお願いします。

また、議案第3号「非農地の判断について」において、私が該当しておりますので、当該審議の際に一時退出し、蛭田会長職務代理者が議事の進行を行います。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際に申し出てください。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」審議をいたしますが、冒頭での説明のとおり議事参与の制限に、議席番号17番箱﨑寿正委員が該当しております。

箱﨑委員には、一時退出をお願いいたします。

【箱﨑委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局(福田主査)

説明に入る前に、資料の訂正がございます。

議案説明書2ページをお開きください。

番号1番及び番号2番について、先月開催された第34回総会において農地性の回復が十分ではないとして審議保留となった案件ですが、農地性の回復にもう少し時間を要するため、一度申請を取り下げるとして、申請人より取下願出書が提出されましたので、削除願います。

また、この取下により、3ページ下部の合計面積が変更となります。

田「8,328 m²」を「5,024 m²」へ、合計「13,847 m²」を「10,543 m²」へ それぞれ訂正願います。

改めまして、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書2ページをご覧ください。

併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。

番号1番から番号9番につきましては、売買による所有権の移転、

番号10番につきましては、贈与による所有権の移転となります。

このうち、番号9番が新規就農案件、番号3番が農地所有適格法人による農地の取得となります。

また、番号6番及び7番については、第33回総会において、譲受人が農地法第3条第2項第1号「全てを効率的に耕作しない場合」に該当し、不許可となった案件について不許可事由を是正したとして申請されたもので

事務局

す。

(福田主査)

以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田5,024㎡、畑5,519㎡、合計10,543 m²となります。

議案説明書4ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3 条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載と なっておりますが、現地調査の結果、番号6番及び番号7番の譲受人につ いて、是正後においても農地法第3条第2項第1号に該当する疑いがあり ます。

また、番号4番について、申請地の農地性について疑義が生じるもので す。

ついては、現地調査報告の内容を踏まえご審議くださるようお願いいた

なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認ください。 この後、現地の様子を前面のモニターに投影させていただきます。 説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

1番 木田委員

始めに、番号3番、番号5番、番号8番及び番号9番の事案につきまし ては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。

次に、番号4番については、申請地の一部に農地性がない状態が認めら れることから、不許可相当であると判断します。

次に、番号6番及び番号7番につきましては、譲受人が所有する四倉町 上仁井田字鬼越地内の農地について、一部是正は認められるものの、対象 農地の全体が適切に耕作できる状態にないことが確認されました。

したがって、農地の全てを効率的に耕作すると認められないことから、 不許可相当であると判断します。

報告は、以上です。

議長 (草野会長) 続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局 (福田主査)

番号10番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はござ いませんでした。

報告は、以上です。

議長

只今の報告では、番号3番、番号5番、番号8番から10番については、 (草野会長) | 許可相当であり、番号4番、番号6番、番号7番については、不許可相当

(草野会長)

であるとの報告がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号について、番号3番、番号5番、番号8番から10番について は、原案のとおり許可とし、番号4番については、申請地の一部に農地性 がない状態が認められたこと、また、番号6番から番号7番については、 農地の全てを効率的に耕作していると認められないと判断されることか ら、いずれも不許可とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可 申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

それでは、箱﨑委員、入室願います。

【箱﨑委員、入室】

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長) 議案書の5ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局 (千葉主事) 議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説 明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決 定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いします。

なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は、 右下の欄に記載しております受付番号5096番となります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移 動事由の順で申し上げます。

番号1番、石塚町、田1,020 ㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。 以上1件、面積は、田1,020 ㎡、畑0㎡、合計1,020 ㎡となります。 説明は、以上です。

議長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

2番 四家(誠)

番号1番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでし た。

報告は、以上です。

委員

議長 (草野会長) 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「非農地の判断について」審議をいたしますが、冒頭での説明のとおり、議事参与の制限に、私が該当しております。

一時退出いたしますので、蛭田会長職務代理者に、議事の進行をお願いいたします。

【草野会長、一時退出】 【蛭田職代、議長就任】

議長 (蛭田職代)

それでは、よろしくお願いいたします。

議案第3号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (鯨岡係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局 (金成主査)

本日お配りしている資料1をお開き願います。

非農地の判断について、説明いたします。

3ページの番号 12 番の農地所有者について、非農地判断に関する合意が確認できないことから、今般の非農地判断を取り下げています。

そのため、事前にお送りしている議案説明書の、合計の筆数と面積に差 異が生じますので、本日の資料1を確認ください。

番号 12 番を除く、番号 1 から 13 番については、利用状況調査の結果、 長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農 地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られた土地について、その判断をお諮りするものです。

現地調査については、各地区審議会の委員において実施しております。

2月分は、田 34 筆 39,149 ㎡、畑 7 筆 7,482 ㎡、その他 1 筆 296 ㎡、合計 42 筆 46,927 ㎡です。

現地の様子については、筆数が多いことから、主だった筆について、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長 (蛭田職代)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。

10番 岡村委員

番号1番及び2番について、四倉・久之浜・大久地区審議会の、根本効 委員、古市邦夫委員と一緒に、現地を確認しましたが、既に原野の様相を 呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。

21番 新妻(公) 委員

番号3番及び4番について、小川・川前地区審議会の白石保基委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。

6番 藁谷委員

番号5番について、内郷・好間・三和地区審議会の菅野綾委員、佐藤智 春委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況 であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。

7番 遠藤委員

番号6番から10番について、小名浜・常磐地区審議会の菅野嘉晴委員、 吉田忠夫委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈してい る状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。

24番 蛭田 (元) 委員

番号11番及び13番について、勿来地区審議会の三戸進委員、櫛田耕平 委員と一緒に、現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況 であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。

議長 (蛭田職代)

か。

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございません

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「非農地の判断について」は、原案のと おり可決いたします。

(蛭田職代)

それでは、草野会長入室願います。

【草野会長、入室・着席】

ここで、議案第4号に入る前に、10分間休憩を取ります。 14時35分まで休憩とします。

【蛭田職代、議長退任】

議長

それでは、議事を再開いたします。

(草野会長)

議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案について(新規分:平水品地内、常磐三沢町地内及び小川町塩田地内)」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお開き願います。

(府川係長)

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局

議案説明書の15ページをお開き願います。

(浅川主査)

議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案(新規分)について」、 ご説明いたします。

議案説明書の 16 ページ及び現地調査位置図の 12 ページをお開き願います。

本議案は、農業委員会等に関する法律第35条に基づく調査、農地法第30条に基づく利用状況調査、及びいわき市農業委員会違反転用に係る事務処理要綱第3条に基づく現地調査の結果、「当農業委員会の許可を受けることなく、農地を農業以外の用途に利用していることが判明した」案件のうち、主に、その利用状況が「他の法令に抵触していると考えられるもの」、「周辺土地への土砂流出等の災害、または周辺農地の営農に悪影響を及ぼす可能性が否定できないもの」について、農地法第51条第1項への該当性の有無、すなわち「農業委員会として違反転用であると認定するか否か」をお諮りするものです。

なお、「違反転用である」と認定した案件については、前述の事務処理要綱の趣旨に沿って、役員会で対応を随時協議しながら、文書指導・書面勧告等により是正への働きかけを強めてまいります。

それでは、案件の説明に入ります。

番号1番、土地所有者は(氏名は不表示)、関係者(土地使用者)は(個人事業主のため不表示)、土地の所在・地番は平水品、登記地目はいずれも田、登記面積は計1,421 ㎡、そのうち図上計測で約250 ㎡が農業以外の用途に利用されております。

土地の利用状況については、市道を挟んだ当該地の向かい側で、土地所有者の息子が自動車修理工場を経営しており、その事業に関する車両の駐車場となっているものです。

当該地は農振農用地であることから、仮に当該目的で転用許可申請をしたとしても、許可できない農地です。

事務局 (浅川主査)

番号2番、土地所有者は(氏名は不表示)、関係者(土地使用者)は株式会社ジオワークス、土地の所在・地番は常磐三沢町、登記地目は田、登記面積は1,916 ㎡です。

土地の利用状況については、令和2年2月に田から畑に転換する旨の農地改良工事届を提出して平均2.5m、道路面と同じ高さまで盛土を行いました。

ここまでは、事前届出を経た農地改良工事でしたが、その後、無届・無 許可でさらに盛土を行い、残土置場として使用しているものです。

土地使用者である株式会社ジオワークスが提出した農地改良工事完了報告書によると、今後は花・ネギ・ゴボウ・大根・ニンジン等を作付する予定とのことでしたが、令和2年9月の工事完了後、計画どおりに耕作されておらず、現在は残土がピラミッド状に数メートル積み上げられている状態となっております。

当該地周辺は市街地化されておらず、当該地を含む一団の農地の面積が10ha未満であることから、第2種農地(その他の農地)に該当し、仮に当該目的で転用許可申請をした場合、許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしていると判断されれば、許可の見込み自体はあるものです。

番号3番、土地所有者は(氏名は不表示)、関係者(土地使用者)は(個人事業主のため不表示)、土地の所在・地番は小川町塩田、登記地目は畑、登記面積は393 ㎡です。

土地の利用状況については、令和4年7月に畑の耕作効率化のための農地改良工事届を提出して平均2mの盛土を行ったものの、土地の一部について、土地所有者が経営する建設会社が駐車場として使用していたものです。

当該地は農振農用地であることから、仮に当該目的で転用許可申請をしたとしても、許可できない農地です。

番号3番について、補足説明します。

本件について、土地所有者より、駐車場としての使用停止及び耕作に適した土を改めて入れた旨の報告書が1月29日付けで提出されております。

是正に至った経緯ですが、1月下旬に、当該土地所有者より、代理人行政書士を通じて、新たに農地を取得したいとの申請相談が事務局にあったことから、当該地を駐車場として使用している現状が農地法第3条第2項第1号、すなわち「農地の全てを効率的に耕作していない場合」に該当する旨指摘したところ、駐車場としての使用停止及び耕作に適した土を改めて入れたとの報告があったものです。

なお、報告書によると、今後はネギを作付する予定となっております。 以上3件、土地の現状については、議案説明書の掲載写真、前面モニターの投影画像によりご確認ください。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。

3番 志賀委員 2月8日に実施した現地調査の結果について、番号1番から順にご報告 します。

まず番号1番ですが、議案説明書のとおり、当農業委員会の許可を受けることなく、自動車修理工場の駐車場として使用されていることを確認しました。

当該地は農振農用地であるため、駐車場としての転用は許可できず、また、農地性が損なわれ、耕作できない状態にあることから、「農業振興地域の整備に関する法律」違反にも該当すると思われます。

このことから、農振法を所管する担当部署と連携のうえ、農地法第51条第1項に該当する事案として、駐車場としての使用停止及び農地性の回復を求めるべきであると考えます。

次に番号2番ですが、議案説明書のとおり、当農業委員会の許可を受けることなく、残土置場として使用されていることを確認しました。

当該地は、残土がピラミッド状に数メートル積み上げられており、農地性が損なわれ、耕作できない状態となっております。

このことから、農地法第51条第1項に該当する事案として、盛土の撤去 及び農地性の回復を求めるべきであると考えます。

番号3番については、既に駐車場としての使用はされておらず、耕作に 適した土が改めて入れられていることを確認しました。

農地性の回復に至ったことから、農地法第51条第1項には該当しない案件であると考えます。

報告は、以上です。

議長 (草野会長) 只今の報告では、農地法第51条第1項に該当するか否かについて、番号 1番及び番号2番は該当し、番号3番は該当しないとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

5番 田子委員 まず番号2番について、議案説明書20ページ、No.5の写真の土地について許可が出ているとのことですが、これは畑として盛土することを許可したのですよね。

そこに砂利や建設資材が置いてあるということは、いったいどういうことなのかという疑問がございます。

それから議案説明書23ページ、番号3番の小川町の案件ですが、№9の写真の盛土した土の下の方に、砕石等を捨ててあるように見受けられます。

こういうやり方で、上に耕作用の土を乗っけて、それでOKというのも、 ちょっと疑問があります。

また表面に盛りました土、これ本当に耕作に適した土なのか、どうも白山土じゃないかと見受けたのですが、この点はどうなのでしょうか。

事務局 (浅川主査)

只今ご質問を3点頂きましたが、まず1点目、議案説明書20ページ、No.5の写真について、砕石等資材が置いてあるという話でしたが、こちらは 平成27年4月に「転用目的が資材置き場」で許可が出ております。

5番

失礼しました。

田子委員 その辺は納得しました。

No.9の写真についてお願いします。

事務局 (浅川主査)

こちらにつきましては、私が聞き及んでいる範囲では、法面が崩れない ために敷いたものとのことです。

5番田子委員

下全体にこの砕石が入っているのではなくて、この法面にのみ置いたということですか。

事務局

はい。

(浅川主査)

そのとおりです。

5番 田子委員 転圧しない状態で、土砂崩れ防止と言っていいのですか。

事務局

No.9の写真、法面の部分ですね。

(府川係長) 荒めの砕石が積んであるかと思われます。

農地改良の時点において、この施工で完了ということで事務局では判断 しております。

農地改良の完了から1年以上経っておりますが、去年の大雨の際にも、 特段、土砂の流出等が確認されておりませんので、問題ないと考えており ます。

5番 田子委員 耕作に適した土質でしょうか。

2番 四家(誠) 委員 現地調査をした結果ですが、耕作に適した土質であると確認していると ころです。

議長 (草野会長) 見た感じは、夏井川から出た砂を多めに含む土質と同じであったかと思います。

耕作に適さない土質ではないと判断できます。 よろしいでしょうか。

5番

はい。

田子委員

わかりました。

議長 (草野会長) そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

12番 生田目委員 番号2番についてお聞きします。

残土が盛られておりますが、残土の発生元については、まだ確認していないと思います。

公共工事から発生した残土なのかどうか、分かっていれば回答願います。 もし、公共工事の残土であれば、業者として請負う資格があるのか否か、 問い質さなければならないと思います。

事務局 (千葉主事)

市の請負工事の場合、「指名停止」の処置がございますが、その際には、 法令違反に対する行政処分等を行ってからでないと出来ないものと聞いて おります。

土の発生元については、現時点で事務局では把握しておりません。

12番 生田目委員 質問ではないのですが、こういう残土が公共工事等から発生している場合、市の内部で情報共有して頂ければと思います。

よろしくお願いします。

20番 坂本委員 番号2番の残土ですが、何年か前からあって、高さも5mほどございます。

隣接地に耕作中の田んぼもありますので、災害等による影響が生じる前 に、早期に行政処分等の対応を取るべきと考えます。

また、この案件と同様に、近くにも同じような盛土された場所がありますがご承知でしょうか。

事務局 (浅川主査)

坂本委員のおっしゃるとおり、2月8日に実施しました現地調査においても、本案件にほど近い土地に、重機が入って盛土しているところを確認しております。

なお、この土地につきましては、過去に非農地と判断された土地です。 ただ、我々が現地調査をした際に、ジオワークスの事務所の前でダンプカーがUターンして、その土地の方向に走り去るのを目撃しております。 何らかの関係があるものと思われます。

ご指摘の点につきましては、業務計画書にも載っております無許可・無届での「いわき市農業委員会違反転用に係る処置の事務処理要綱」により、仮に盛土行為が水路を塞ぐ恐れがある場合には、所管課に報告することや、総会において違反転用であると認められた場合には、違反転用者に対し、速やかに違反事実の通知や是正の指示を行うなど、今後鋭意対処して参りたいと考えております。

議長 (草野会長) 現地調査をした一員としてお話いたします。

当該地は、当初K氏が農地改良工事をして、畑として使う計画であった

訳です。

(草野会長)

これについては、工事完了届が出た段階での確認行為と、その後の作付け状況の調査が必要であったと思います。

また、農地パトロールなどで当然こういったところもチェックするべきであったと思います。

令和2年からですので、もう3~4年を経ている訳です。

徐々に土を盛って行くという、これは悪質性の高い完全な違法転用です。 このジオワークスは盛土している業者で、地権者はあくまでもK氏なのです。

責任は、K氏にあることに間違いはない。

農業委員会として、強力に是正を図らなければならない。

これについては、適宜、農地審査係のほうで対応をよろしくお願いいたします。

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、番号1番及び番号2番を農地法第51条第1項に該当する事案として認定し、只今の委員の皆様のご意見等を踏まえ、今後の措置については、会長一任とさせて頂いてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案(新規分)について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

なお、措置の内容については、今後、総会で報告いたします。

次に、議案第5号「農地法第51条第1項に該当する事案(継続分)について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局 (千葉主事)

議案説明書の25ページをお開き願います。

議案第5号「農地法第51条第1項に該当する事案(継続分:渡辺町田部地内)について」、ご説明いたします。

議案説明書の26ページをお開き願います。

本議案は、令和6年1月22日開催の農業委員会第34回総会において、「農地性が回復したとは認められず、違反状態である」と議決されました。このことについて違反転用者に説明を行いましたが、是正の意思はないことを確認しました。

つきましては、土地所有者及び違反転用者に対し、命令を行うことについての可否の決定を諮るものです。

それでは、案件の説明に入ります。

土地の所在・地番は渡辺町田部、登記地目は田(現況は畑)、面積は1,828 m²であり、農振地域内の農用地区域内農地に指定された農地となっており

事務局 (千葉主事)

ます。

命令対象者は土地所有者であるA氏、及び違反転用行為者であるB氏です。

続いて、違反内容について説明します。違反転用の形態は無断転用と許可条件違反の2つあり本事案については無断転用となっています。

今回の命令書の発出によって是正を求めるものは、①タイル張り②化粧 石敷き③芝生④壁と門になります。

また、資料4に記載されている違反内容と議案説明書に記載されている 違反項目について中身が異なっていますが、違反内容については、筆全体 として見たときに、農地性の回復(是正)を求めるものであり、議案説明 書の違反項目については違反状態である場所を指しています。

今回命令を行う理由として、当該地は仮に事前に農地転用の許可申請をしたとしても、許可要件に合致せず、許可できない案件となります。

農地法第51条第1項の規定による処分として「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。」と記載されています。

命令が必要か否かを判断するにあたって、考慮すべき点は農地法事務処理要領に記載されており、農振農用地区域の土地については、一般的には「特に必要がある」となっているため、命令を行うことが適当であると考えます。

命令書の命令日、是正期限及び具体的な記載内容については、現在県の 農林事務所と協議中であり、整い次第、適切な時期に農振法違反と足並み そろえて命令書の発出を考えています。

説明は、以上です。

議長 (草野会長) 只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますいか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、事務局の説明のとおりとし、今後の措置については、会長一任とさせて頂いてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農地法第51条第1項に該当する事案(継続分)について」は、事務局の説明のとおり可決いたします。

なお、措置の内容については、今後、総会で報告いたします。

次に、報告に入ります。

報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

事務局 (府川係長)

それでは、議案説明書の27ページから33ページをお開き願います。

今月の報告件数は27件、権利の移動理由は、全て「相続」です。

権利の取得面積は、田 87, 981 ㎡、畑 49, 296. 13 ㎡、合計 137, 277. 13 ㎡ です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について)を説明】

議案説明書の35ページから36ページをお開き願います。

今月の報告件数は3件、転用面積は、田200 ㎡、畑1,656 ㎡、合計1,856 ㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について)を説明】

議案説明書の37ページから40ページをお開き願います。

今月の報告件数は12件、転用面積は、田3,608 ㎡、畑3,076 ㎡、合計6,684 ㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の41ページから44ページをお開き願います。

今月の報告件数は 21 件、面積は、田 64,655 ㎡、畑 1,397 ㎡、合計 66,052 ㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。 報告は、以上です。

議長 (草野会長) 次に、報告第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 (赤津係長)

議案書の13ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の45ページから46ページをお開き願います。

今月の交付件数は2件、面積は、田16,931 ㎡、畑6,607 ㎡、合計23,538 ㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。 報告は、以上です。

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

次に、その他に入ります

まずは、事務局から何かありますか。

事務局 (鯨岡係長)

【資料2】目標地図の素案作成に向けて

⇒ 各地区の進捗状況について、上記資料により説明した。

事務局 (大内主査)

【資料3】令和5年度いわき市農業者年金加入推進記録簿の報告について(依頼)

⇒ 記録簿の報告について、上記資料により説明した。

事務局 (赤津係長)

【資料なし】令和5年度いわき市農業委員会研修旅行について

⇒ 研修旅行の内容について、口頭により説明した。

議長 (草野会長) そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【意見・質問なし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第35回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果			
		番号3番、5番、番号8番から			
	 農地法第3条第1項の規定による許可申	10番原案のとおり可決、番号4			
第1号	辰地仏界3末第1項の焼煙による可引甲 請について	番、番号6番から7番不許可と			
		して可決			
		(番号1番、2番取下げ)			
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申	原案のとおり可決			
ガ 4 ク	請について	が来のこねり可依			
第3号	非農地の判断について	原案のとおり可決			
	農地法第51条第1項に該当する事案につ	番号1番、2番を農地法第51条			
第4号	いて	第1項に該当する事案として			
分4 勺	(新規分:平水品地内、常磐三沢町地内	認定、番号3番は該当しないと			
	及び小川町塩田地内)	可決			
	農地法第51条第1項に該当する事案につ	事務局の説明のとおり可決			
第5号	いて				
	(継続分:渡辺町田部地内)				

(2) 報告

	11/2 11/2	
	番号	名称
	第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
Ī	第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
Ī	第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
Ī	第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称		該当委員		
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	17	箱﨑 寿正		
第3号	非農地の判断について	4	草野 庄一		

6 本総会の閉会時刻

午後3時50分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

- 5 田子 耕一
- 6 藁谷 昭夫